

第3章 個人情報の保護

1 個人情報の保護対策

(1) 個人情報の保護

特定健康診査・特定保健指導で得られる個人情報については、個人情報の保護に関する法律を遵守し、十日町市個人情報保護条例に基づき取り扱います。

(2) 外部委託における個人情報の取り扱い

特定健康診査・特定保健指導を外部委託する際は、個人情報の管理について、個人情報の保護に関する法令等を遵守し業務を遂行することを明記した契約書を取り交わします。

また、特定健康診査・特定保健指導の情報管理を委託する場合も同様の措置を講じます。

2 特定健康診査等のデータ管理

特定健康診査・特定保健指導のデータは、「特定健診等データ管理システム」におけるデータ管理期間が6年間のため、本市の「健康管理システム」でも管理し、長期間にわたる管理を行います。

第4章 計画の公表・周知

1 計画の公表・周知の方法

実施計画は、十日町市ホームページに掲載するとともに市報で周知します。また、計画を変更した場合も同様とします。

2 特定健康診査等の実施及び医療費データの公表

市報などで趣旨の啓発を行うとともに、特定健診等の実施に基づくデータを公表します。

これにより、当市の生活習慣を起因とする疾病などの状況を広く周知するとともに、健康志向の普及啓発に努めます。

第5章 計画の評価及び見直し

1 評価方法

本計画の最終年度である平成35年度に、計画に掲げた目的・目標の達成状況の評価を行います。中間時点の平成32年度に計画の進捗確認及び中間評価を行います。評価にあたっては、関係課の長をメンバーとした評価検討会等を組織します。

評価検討会等の開催にあたっては、適宜、新潟県国民健康保険連合会や関係機関の支援や助言を受けるものとします。

2 特定健康診査等実施計画等の見直し

この計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条第1項に基づき、6年ごとに見直します。

なお、見直しに当たっては関係機関の意見・提案などを参考に、庁内関係各課と協働で取り組みます。

第6章 事業の円滑な実施のための方策

1 地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要となります。

国保データベース（KDB）システム・レセプトデータを活用・分析し、医療、介護、保健、福祉、住まいなど庁内での連携を行い、市民が安心して暮らせるための仕組みづくりを推進します。

2 研修

特定健康診査・特定保健指導を円滑に実施するため、県や国保連合会が開催する研修会に積極的に参加します。さらに本庁・支所の担当者による独自の研修会も行い、資質の向上を図り、市民の生活習慣病予防のための啓発に役立てます。

食生活改善推進員等に対して研修を行い、活動を通じて生活習慣病予防を啓発します。

**第3期十日町市国民健康保険特定健康診査等実施計画
第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)**

平成 30 年 3 月

発行／新潟県十日町市

編集／市民生活課・健康づくり推進課

〒948-8501 十日町市千歳町 3 丁目 3 番地

TEL. 025-757-3111 FAX. 025-752-4635